(5) 医薬品等一斉取締り

ア 概況

- (ア) 実施期間 令和3年7月9日~12月28日
- (イ) 薬局,店舗販売業,卸売販売業,薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り
 - a 重点監視指導項目
 - 毒薬・劇薬の保管・管理状況
 - 資格者による実地管理状況
 - 薬局医薬品,要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵・陳列状況
 - 処方箋医薬品等の取扱い状況
 - 医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
 - 従事者に対する研修実施状況
 - 薬局及び店舗販売業における指針の策定及び業務に関する手順書の策定及び 手順書に基づく業務の実施状況
 - 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置の遵守状況
 - 勤務従事者の名札等の措置
 - 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法
 - 特定販売の状況及び広告の状況
 - 実務の証明根拠となる従事状況の確認について
 - 掲示事項について
 - 使用期限を超過した医薬品の販売の禁止について
 - 競売による医薬品の販売等の禁止について
 - b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
829	264	31.8%

- (ウ) 医薬品等(医療機器を除く) 製造販売業・製造業の一斉取締り
 - a 重点監視指導項目
 - 医薬品等製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
 - 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びGMP省令への適合状況
 - 回収の措置に係る改善状況等の確認
 - b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
135	25	18.5%

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) a 薬局等の一斉取り締まり結果

			薬周	5			店舗貝	販売業			卸売則	販売業			旧薬種商	販売業		架	特例販売業	
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	ii)	適	不適	非該当	ii)	適	不適 非該	当計
薬局等	構造設備規則への適合状況について		1																	
1	薬局等構造設備規則に適合しているか(特に貯蔵設備を設ける区域が他の区域から明確に区別されているどうか)。	185	0	0	185	54	1	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
薬剤師	不在時間がある場合の運用状況について																			
2	薬剤師不在時間がある薬局にあっては、適切に運用されているか(調剤室の閉鎖、体制(手順書を含む。)の整備、不在時間の表示等)。	78	0	107	185															
体制省	令等への適合状況について																			
3	調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	169	16	0	185	51	4	0	55	20	4	0	24							
4	③で不適のもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数(医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等)。	6	10	0	16	1	3	0	4	1	3	0	4							
5	勤務する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	94	0	91	185	54	1	0	55											
6	調剤に従事する薬剤師員数が充足しているか。	185	0	0	185															
管理者	による薬局等の管理状況について																			
7	管理者が許可を受けずに他の薬事に関する実務(他の場所の薬局等の業務等)に従事していないか。	185	0	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
8	薬局等の管理(構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等)を適切に行っているか。	164	21	0	185	53	2	0	55	22	2	0	24	0	0	0	0			
9	薬局等の業務について、管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	175	10	0	185	54	1	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
開設者	等が遵守すべき事項について																			
(10)	名札等により従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	185	0	0	185	55	0	0	55					0	0	0	0			
(1)	薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	159	26	0	185	52	3	0	55											
(12)	薬局等の管理に係る記録を備え、保管しているか。	177	8	0	185	53	2	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
(13)	薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品の販売等の記録を作成しているか。	181	4	0	185	17	0	38	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
(4)	変更届出等が遅滞なく行われているか(特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名)。	181	4	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0 (0
(15)	健康サポート薬局である場合は、その基準に適合しているか。	17	0	168	185		\mathbb{N}									\mathbb{N}				\mathcal{N}
(16)	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録(特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限)を作成し、保存しているか(同一の許可事業者の複数 の事業所間における医薬品の譲渡・譲受に係る取引について、業許可を受けた場所ごとに移転に係る記録(品名、ロット番号、使用期限、数量、場所、 年月日)を作成し、保存しているかどうかを含む)。	173	12	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
(17)	薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	156	29	0	185															
医薬品	の取り扱いについて																			
(18)	毒劇薬の取り扱いは適切か(表示、譲渡手続き、記録の保存、貯蔵、陳列等)。	152	33	0	185	21	0	34	55	19	1	4	24	0	0	0	0	0	0 (0
19	薬局医薬品の取り扱いは適切か(処方箋に基づいた交付(処方箋医薬品のみ)、記録の保存、貯蔵、販売方法等)。	184	1	0	185															
20	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か(販売時の確認、販売数量の制限等)。	183	2	0	185	49	6	0	55			$\overline{}$		0	0	0	0			
21	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か (医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵 及び陳列等)。	175	10	0	185	47	8	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0			
医薬品	の情報提供等について																			
2	薬局医薬品及び調剤された薬剤を販売又は授与する際に、薬剤師が適正使用のために必要な服薬指導等を行っているか。	185	0	0	185															
23	調剤された薬剤を販売又は授与する際に行った服薬指導等について、適切に記録しているか(令和2年9月1日以降)。	183	0	2	185															

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) b 配置販売業の一斉取り締まり結果

· · ·	0 配直販元素の一角取り締まり結末		配置販売	元業者		既	存配置	販売業者	
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
薬剤師等	等の配置状況について	1							
1	当該区域を、薬剤師又は登録販売者 (既存配置販売業については必要な知識経験を有する者) が管理しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
2	薬剤師又は登録販売者により医薬品の販売がされているか。	0	0	0	0				
体制省名	冷への適合状況について								
3	配置販売の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策 定及びそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運 用を図っているか。	0	0	0	0				
4	従事者に対する研修を実施しているか。	0	0	0	0				
(5)	登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	0	0	0	0				
管理者は	こよる管理状況について								
6	当該区域の管理に関する帳簿を作成しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
配置販売	売業者が遵守すべき事項について								
7	従事者に医薬品医療機器法第33条第1項に規定する身分証明書の携帯や名札等の従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
8	配置販売の管理に係る記録及び医薬品の譲渡及び譲受に係る 記録を作成し、保管しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
9	配置販売の際に、必要事項を記載した書面を添えて配置して いるか。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の	り取り扱いについて					_			
10	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か (配置時の 確認、数量の制限等)。	0	0	0	0	0	0	0	0
(1)	使用期限切れの医薬品を貯蔵、配置していないか。	0	0	0	0	0	0	0	0
12	医薬品と他の物を区別して貯蔵しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
(13)	一般用医薬品をリスク区分ごとに貯蔵、陳列(配置)してい るか。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の	の情報提供について								
14	一般用医薬品を配置する際に、適正使用のために必要な情報 提供を行っているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
(15)	④で不適のもののうち、第一類医薬品に関する説明の際に文書等を用いていない件数		0	0	0				
医薬品等	等の広告について								
16	医薬品の配置販売時に、虚偽又は誇大な広告をしていない か。	0	0	0	0	0	0	0	0
17	健康食品等の販売時に、医薬品的な効能効果等を標榜していないか。	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 医薬品等 (医療機器を除く) 製造業の一斉取締り

			医乳	薬品		í	发発医薬	品(再掲)		医薬語	邓外品			化料	注品	
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
1	薬局等構造設備規則に適合しているか	10	0	0	10	0	0	10	10	1	0	0	1	3	0	0	3
2	GMPに適合しているか (総合的評価)	5	4	1	10	0	0	10	10	0	0	1	1	0	0	3	3
3	直接の容器、外箱の記載事項	10	0	0	10	0	0	10	10	1	0	0	1	3	0	0	3
4	毒劇薬の取扱い	10	0	0	10	0	0	10	10	1	0	0	1	3	0	0	3
(5)	許可総数(令和4年3月31日時点)			27			()				17				35	

(ウ) 医薬品等(医療機器を除く)製造販売業の一斉取締り

			医乳	薬品		í	後発医薬	品(再掲)		医薬語	部外品			化料	姓品	
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
1	GQPに適合しているか (総合的評価)	2	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	2	6	1	0	7
2	GVPに適合しているか (総合的評価)	2	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	2	7	0	0	7
3	許可総数(令和4年3月31日時点)			10)				11				35	

(6) 医療機器 斉取締り

ア概況

- (ア) 実施期間 令和3年7月9日~12月28日
- (イ) 医療機器販売業等の一斉取締り
 - a 重点監視指導項目
 - 営業所の管理及び構造設備の管理状況
 - b 監視件数等

	総数	監視件数	監視率
高度管理医療機器 等販売・貸与業	511	133	26.0%
管理医療機器販 売・貸与業	2, 871	114	3. 97%

- (ウ) 医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り、医療機器の収去検査
 - a 重点監視指導項目
 - ○医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診QMS省令への 適合状況
 - ○医療機器製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
 - ○前年度以降、回収事例や違反事例があった業者に対する措置状況
 - b 監視件数等

	総数	監視件数	監視率
製造販売業	33	3	9.1%
製造業	60	9	15%

イ 実施結果

(ア) 医療機器販売業の一斉取締り結果

	高度管	理医療標	後器等	徻	管理医療	禁機器 等	
監視項目	件数	適	不適	件数	適	不適	非該当
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	133	133	0	114	114	0	0
② 管理者が実地に営業所等を管理しているか	133	133	0	114	110	0	4
③ 医療機器の販売管理体制は適切か (未承認品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか)	133	128	5	114	114	0	0
④ 営業所の管理に関する帳簿を備え保存しているか	133	119	14	114	114	0	0
⑤ 医療機器の販売時に虚偽又は誇大な広告を していないか。未承認又は未認証の医療機器 を販売していないか	133	133	0	114	114	0	0
⑥ 販売等される医療機器又はその容器等に適 切な表示がなされているか。(承認番号,認 証番号及び届出番号等の表示を含む。)	133	133	0	114	114	0	0

(イ) 医療機器製造業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① 医療機器責任技術者の実地管理	9	9	0
② 製造販売業者との取り決め等の状況	9	9	0
③ 製造所における製造管理及び品質管理	! の状況 9	9	0

(ウ) 医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① QMS体制省令に適合しているか (総合的評価)	3	2	1
② GVPに適合しているか (総合的評価)	3	2	1

(7) 医薬品等収去検査

(単位:件)

分 類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品 (薬局, 医薬品 販売業)	定量試験等	7	7	0
医薬品 (製造販売業)	規格試験等	3	3	0
医療機器	規格試験等 (無菌試験を含む)	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	5	5	0

(8) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア無承認無許可医薬品実態調査結果

令和3年9月14日~令和3年11月30日を実施期間とし、県内で販売されている健康食品について、容器包装、添付文書、剤形及びチラシ、パンフレット等の広告物の調査を実施した。

(ア) 実施機関:薬務課及び各県立保健所(支所)

(イ) 調査対象施設:健康食品を取扱う施設(薬局,医薬品販売業,食品販売業等)

(ウ)調査品目数:2,520品目

(エ) 無承認無許可医薬品に該当するもの: 0品目

(オ) 不適正な広告:1品目

イ 健康食品等の買上調査結果

(ア) 痩身効果を標ぼうする食品を買い上げ、医薬品成分 (シブトラミン) 含有の有無を検査・ 判定した。

検査成分	検査結果							
快鱼风刀	適合	不適合の疑い						
シブトラミン等	8	0						

(イ)強壮効果を標ぼうする食品及び CBD オイル等を買い上げ、医薬品成分 (シルデナフィル等) 含有の有無を検査・判定した。

₩ 本 正八	検査結果							
検査成分	適合	不適合の疑い						
シルデナフィル等	1	0						
大麻成分	1	0						

ウ 広告物等の調査結果表

	集計項目	件	数							
1 立.	入調査施設数									
	(1) 薬局		95件							
	(2) 医薬品販売業		37 件							
	(3) 健康食品専門店		0件							
	(4) スーパー, デパート		0件							
内訳	·····································		1件							
	(6) アダルトショップ	1件								
	(7) その他	0件								
	計	134 件								
2 調	查品目数									
	(1) いわゆる健康食品関連		2,520 品目							
内訳	(2) 違法ドラッグ関連		0品目							
3 措	置件数	いわゆる 健康食品	違法 ドラッグ							
	(1) 販売中止を指導したもの	0品目	0品目							
内訳	(2) 広告物の撤去等を指導したもの 1品目 0品目									
	計	1品目	0品目							

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催 年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
	R3. 6. 11	Web開催	農薬製造販売業者, 防除業者等	54名	農薬の安全使用について等
•	R3. 7. 2	広島県消防学校 (広島市安佐北区倉掛2丁目33-2)	消防職員初任者	100名	毒物及び劇物の特性、過去の事故事例等から毒物及び劇物の性状等
•	R3. 7. 8	Web開催	薬剤師	27名	薬機法改正等について等
	R3. 7. 18	Web開催	薬剤師	51名	健康サポート薬局の背景となる,患者のための薬局ビジョンについて
•	R3. 9. 2	ひろしま国際ホテル (広島市中区立町3-13)	医療機器修理業者及び販売業・貸与業 者	17名	医療機器修理業者が順守すべき事項及び最近の法改正について
-	R3. 9. 11	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	薬剤師	225名	認定薬局の申請手続きについて
薬務課	R3. 10. 10	Web開催	薬剤師	56名	健康サポート薬局の背景となる、患者のための薬局ビジョンについて
-	R3. 11. 1~ R3. 11. 14	Web開催	医薬品, 医薬部外品, 化粧品及び医療 機器の製造販売業・製造業者	82名	最近の医薬品等関連業務について
-	R3. 11. 11	JA全農広島県本部JA西日本営農技術セクター (東 広島市河内町入野1631-13)	兵庫県+中国地方のJA関係者	9名	毒劇法について、業務上取扱者における遵守事項など
-	R3. 11. 19	Web開催	医薬品製造販売業・製造業者の経営層 及び管理者等	76名	医薬品製造販売業・製造業者の経営層等に向けた法令遵守体制強化について
-	R3. 11. 27	広島国際大学呉キャンパス (呉市広古新開五丁目1-1)	卒業生	100名	コロナの体への仕組み、行政対応、今後について
-	R3. 12. 10	大信産業株式会社 (尾道市美ノ郷町本郷1-180)	農薬製造販売業者,防除業者等	47名	法令上の取扱い等について
-	R4. 2. 23	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	医療機器販売業者等の営業管理者・医 療機器修理業者の責任技術者	402名	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき事項について
西部保健所	R3. 7. 26	広島県廿日市庁舎第2庁舎 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	保健師	8名	薬事業務及び薬物乱用防止
西部保健所	R3. 5. 20	Web開催	薬剤師	110名	薬事行政について
広島支所	R3. 12. 15	Web開催	生徒,教職員	96名	薬物乱用について
百部東保健所	R3. 7. 13	東広島市立もみじ小学校・中学校 (東広島市八本松町原10844番地)	小学生・中学生 教職員	47人	薬物乱用防止
	R3. 7. 15	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	医師	3名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
atar den (III bahasan	R3. 10. 7	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	医師	1名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
東部保健所・	R3. 10. 26	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	8名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
-	R4. 1. 12	広島県立尾道北高校 (尾道市長江三丁目7番1号)	児童・教員	208名	薬物乱用に関する講話
東部保健所	R3. 8. 18	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	県立大学公衆衛生看護学生	18名	衛生環境課業務(薬事関係、薬物乱用防止について)
福山支所	R3. 8. 31	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	福山大学学生	14名	衛生環境課業務 (薬事関係,薬物乱用防止について)
北部保健所	R4. 2. 8	広島県立西城紫水高等学校 (庄原市西城町西城345)	高校3年生,教員	24名	薬物乱用防止

5 薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し,中止とした。

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において、関係機関へ協力を依頼するととも に、広報資料を配布し、ポスターを掲示する等、地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため、次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	受講 者数
広島県薬剤師会館 2 F ふたばホール	R4. 1. 30	「ダメ。ゼッタイ。」で終わらない薬物乱用防止教育のあり方 国立研究開発法人 国立・精神医療研究センター 精神保健研究所 部長 国立研究開発法人 国立・精神医療研究センター病院 薬物依存センター センター長 松本 俊彦 氏	241 名

6 薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は、令和 2 年 12 月末現在 7,332 人と平成 30 年 12 月末より 103 人増加 している。

これを就業別にみると,薬局の勤務者が 4,646 人と全体の 63.4%を占め,次に病院又は診療所において調剤に従事する者が 1,479 人 (21.1%),薬局の開設又は法人の代表者が 365 人 (5.0%)となっている。

なお,令和3年度の薬剤師免許申請件数は197件,薬剤師名簿訂正は137件,免許証書換え交付申請件数は124件,再交付申請件数は10件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数 (男)	薬剤師数 (女)	計
30	724	330	1, 054
35	735	389	1, 124
40	802	663	1, 465
45	877	849	1, 726
50	966	1, 143	2, 109
51	934	1, 145	2, 079
52	959	1, 235	2, 194
53	944	1, 317	2, 261
54	1, 016	1, 479	2, 495
55	1,026	1, 580	2, 606
56	1, 084	1,636	2, 720
57	1, 119	1,724	2, 843
59	1, 193	1,820	3, 013
61	1, 174	1,850	3, 024
63	1, 203	1, 916	3, 119
平成 2	1, 322	2, 362	3, 684
4	1, 422	2, 545	3, 967
6	1, 524	2,806	4, 330
8	1,714	3, 223	4, 937
10	1, 783	3, 466	5, 249
12	1,839	3, 587	5, 426
14	1,946	3, 690	5, 636
16	1, 910	3, 700	5, 610
18	2, 032	3, 959	5, 991
20	2, 115	4, 004	6, 119
22	2, 226	4, 237	6, 463
24	2, 264	4, 292	6, 556
26	2, 319	4, 448	6, 767
28	2, 424	4, 597	7, 021
30	2, 502	4, 727	7, 229
令和 2	2, 506	4, 826	7, 332

(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数

(令和2年12月31日現在)

	業 務 の		薬	局	病院・詞	診療所	大	学	医薬品関	係企業	7	- 0	D 1	也
化份用令	い種類 早ま所等	総数	開設者又は法人代	勤務	調	検 査 そ の	勤務者(研究・教力	大学院生又は研究	医薬品製造業・輸販売業(研究・開	医薬品販売の薬種商を含む	衛生行政機関又は保衛 生 施 設 の 従 事	その他の従事	無職の	不
	\		表 者	者	剤	他	育)	生	入発	業	保者	者	者	詳
西	部	331	25	173	92	3	1	0	2	9	7	4	14	0
	広島	390	25	239	74	5	0	0	32	6	0	2	3	0
	呉	619	45	331	142	9	46	1	6	12	4	4	14	0
西	部東	427	32	265	88	2	3	0	0	20	1	6	10	0
	東部	618	56	354	151	5	0	0	8	22	7	5	9	0
	福山	1, 289	78	712	263	11	43	4	32	52	22	14	51	0
北	沿	177	12	99	53	1	0	0	2	4	2	1	2	0
小	計	3, 851	273	2, 173	863	36	93	5	82	125	43	36	103	0
広(淳	島 市	3, 481	161	2, 039	616	33	43	1	191	145	65	67	114	0
合	計	7, 332	434	4, 212	1, 479	69	136	6	273	270	108	103	217	0

⁽注) 1 就業地別(「無職の者」については、住所地別)に掲げてある。

² 令和2年12月31日現在の薬剤師届により、令和元年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況(令和3年度)

保健所等	項目	薬剤師免許	薬剤師名簿訂 正申請	薬 剤 師 免 許 証 書換え交付申請	薬剤師免許証	薬剤師名簿
西西	部	中 0	<u>11 正 中 閏</u>	1 0	<u> </u>	登 郵 門 房 中 嗣
	広島	0	0	0	0	0
	- 呉	0	0	0	0	0
西西	 部 東	0	0	0	0	0
東	部	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
北	部	0	0	0	0	0
	健 所 計	0	0	0	0	0
薬	務課	14	14	10	0	0
広	島市計	81	72	66	0	1
広島	島市保健所	17	23	20	0	0
東	瓦 区	9	8	7	0	0
南	有 区	14	15	15	0	1
团	区	15	5	5	0	0
多	安佐南区	13	16	15	0	0
多	安佐北区	3	2	1	0	0
	安芸区	3	2	2	0	0
	佐伯区	7	1	1	0	0
	呉市	14	9	8	1	0
	竹原市	2	0	0	0	0
	三原市	13	3	3	1	0
	尾道市	3	4	3	2	1
	福山市	45	22	21	3	1
	府中市	3	0	0	1	0
	三次市	2	1	1	0	0
	庄原市	0	1	1	0	0
	大竹市	0	0	0	1	1
	東広島市	6	4	3	0	0
	十日市市	4	2	2	0	1
	芸高田市	2	1	1	0	0
	工田島市 	1	0	0	0	0
	府中町	2	0	1	1	0
	海田町	2	2	2	0	0
	熊野町	0	2	2	0	0
-4-	坂町	2	0	0	0	0
	芸太田町	0	0	0	0	0
	比広島町	0	0	0	0	0
	崎上島町 世界町	0	0	0	0	0
	世羅町	1	0	0	0	0
押	石高原町	0	0	0	0	0
	合計	197	137	124	10	5

第1 薬事

1 許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
3.11.9	広島県立総合体育館 広島県立ふくやま産業交流会館	1,484人	1,333 人	889 人

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況 ア 薬局・医薬品販売業等

(令和3年度)

					≖-	±		مالہ	.1	<u> </u>	, D		13年度)
`	保健所(支所)	西	広		西	東	福	北	小	広	呉	福	合
				呉	部					島		山	
項		部	島		東	部	山	部	計	市	市	市	計
	許 可 申 請	6	4	1	1	1	2	2	17	32	4	15	68
	許 可 更 新 申 請	9	11	1	11	28	6	6	72	98	21	23	214
	管理者兼務許可 (適用願い)	0	2	1	5	8	2	0	18	16	16	16	66
薬	許可証書換交付申請	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変 更 届	140	161	12	171	249	86	98	917	1984	348	637	3, 886
局	休 止 届	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	5
	廃 止 届	6	3	0	5	6	1	1	22	24	4	16	66
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
	処 方 箋 数 届	41	40	4	60	135	17	22	319	281	85	142	827
	許 可 申 請	2	3	0	0	5	1	0	11	16	1	4	32
	許 可 更 新 申 請	12	11	2	12	12	5	10	64	59	12	28	163
	管理者兼務許可 (適用願い)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
舗販売	許可証再交付申請	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	2
売業	変 更 届	96	120	7	138	145	32	48	586	758	102	405	1,851
	休 止 届	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
	廃 止 届	3	0	2	0	1	0	0	6	10	1	2	19
	再 開 届	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
	許 可 申 請	0	0	0	0	0	0	1	1	8	0	5	14
	許 可 更 新 申 請	2	1	0	3	1	0	1	8	29	2	11	50
	管理者兼務許可 (適用願い)	1	0	0	2	0	0	3	6	24	2	8	40
卸	許可証書換交付申請	1	0	0	0	0	0	0	1	10	1	2	14
売販売	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売業	変更届	3	4	0	9	11	0	5	32	155	20	34	241
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	廃 止 届	0	1	0	0	2	0	1	4	17	0	3	24
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和3年度)

												(11	和3年及月
	保健所(支所)	西			西	東		北	小	広	呉	福	合
			広	呉	部		福			島		山	
項		部	島		東	部	Щ	部	計	市	市	市	=
	許 可 申 請	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2
	許 可 更 新 申 請	2	1	0	1	1	0	0	5	6	3	1	15
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
局製	変更届	0	1	0	0	0	0	0	1	28	1	1	31
製造販売業	休 止 届	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
売業	廃 止 届	1	1	1	0	2	0	0	5	1	0	3	9
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売品目の承認	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	1	8
	製造販売品目の 承認整理届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	許 可 申 請	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2
	許 可 更 新 申 請	2	1	0	1	1	0	0	5	6	3	1	15
- 141-	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
楽局	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬局製造業	変更届	0	1	0	0	0	0	0	1	28	0	1	30
業	休 止 届	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	廃 止 届	1	1	1	0	2	0	0	5	1	0	3	9
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 高度管理医療機器販売業・貸与業

(令和3年度)

														(13 / 1H C)十段/
`		保健所	ŕ	西	1		西	東	T	北	小	広	呉	福	合
項	目				広島	呉	部		福山			島		山	
				部	ì		東	部	I	部	計	市	市	市	計
	許	可 申	請	8	6	3	6	9	4	2	38	67	11	26	142
高度	許可	更新申	申請	8	8	0	10	10	5	5	46	95	11	18	170
高度管理医療	管理(道		許 可、)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療	許可詞	証書換交付	申請	3	1	0	0	0	1	2	7	18	1	2	28
機器	許可	証再交付	申請	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
販売業	変	更	届	33	27	0	43	72	17	25	217	676	42	168	1103
•	休	止	届	1	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	5
貸与業	廃	止	届	4	1	0	4	3	0	1	13	47	2	9	71
	再	開	届	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

ウ 管理医療機器販売業・貸与業

(令和3年度)

		保健所		西			西	東		北	小	広	呉	福	合
項	目			\$ 17	広島	呉	部	4 7	福山	\	∄ I.	島市	市	山市	⇒ 1.
				部			東	部		部	計	Ш	Ш	Ш	計
管理	届		出	33	14	0	53	16	11	7	134	144	31	63	372
医療	変	更	届	21	34	0	25	25	3	11	119	170	10	32	331
機器	休	止	届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
販売業	廃	止	届	6	14	0	8	4	1	3	36	81	22	11	150
•	再	開	届	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
貸与業	証	明	願	9	5	0	9	5	2	0	30	31	9	15	85

エ 配置販売業

(令和3年度)

才 再生医療等製品販売業

(令和3年度)

									(口)	一汉
保健所	西			西	東		北	小	薬	合
項 目 (支所)		広島	呉	部		福			務	
	部	局		東	部	山	部	計	課	<u> </u>
許可申請	0	0	1	1	1	1	1	5	0	5
許可更新申請	0	0	1	0	0	0	0	1	3	4
許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届	0	0	1	1	3	2	1	8	11	19
休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

力 認定薬局

力 _地域連	認定》 携薬局	美局			(令和3	年度)
保健)(支列	·听	認定申請	請認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部份	呆健所	0	0	0	0	0	0
	広島	2	0	0	0	0	0
	呉	5	0	0	0	1	0
西部東	保健所	2	0	0	0	0	0
東部係	呆健所	4	0	0	0	0	0
	福山	10	0	0	0	0	0
北部位	呆健所	0	0	0	0	0	0
薬務課	(広島市)	38	0	0	0	9	0
Ē	計	61	0	0	0	10	0

専門医	療機関	連携薬	局		(令和3	年度)
保健所(支所)	·新	認定申請	請認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部位	呆健所	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0	0
西部東	保健所	0	0	0	0	0	0
東部係	呆健所	0	0	0	0	0	0
	福山	0	0	0	0	0	0
北部住	呆健所	0	0	0	0	0	0
薬務課((広島市)	1	0	0	0	0	0
Ē	計	1	0	0	0	0	0

薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年	度	薬局		医	薬 品	販 売	業		配置 従事者	販売業・	療機器 貸与業 売 業	再生医療 等製品販		計
			店舗(注1)	卸売(注2)	薬種商 (注3)	配置礁	(4)	特例(注5)		高度管理	管理	売業		
昭和	30	454	51		401	65		3, 208	145				4,	179
	35	511	101		451	67		3, 435	250					815
	40	524	153		431	558		3, 221	252		1, 102			989
	45	686	248	, ,	415	508	(43)	2,524	263		1, 335			979
	50	788	247	(140)	376	447	(57)	1,810	281		2,607			275
	51	813	250	(134)	380	473	(71)	1, 336	264		2, 902			418
	52	838	264	(139)	380	470	(70)	1, 266	279		3, 150			368
	53	875	270	(153)	382	457	(70)	849	265		3, 614			712
	54	941	284	(156)	370	426	(74)	894	239		3, 908			823
	55 E.G.	1,039	312	(176)	366	448	(78)	816	212		4, 384			577 EG 1
	56 57	1, 095	310	(190) (222)	363	448	(82) (76)	702 653	266 266		4, 643			561
	58	1, 130 1, 152	323 324	(222) (225)	364 369	416 406	(70) (72)	633	287		4, 934 5, 254			086 138
	59	1, 168	333	(232)	366	382	(70)	552	326		5, 374			501
	60	1, 103	345	(232) (239)	365	388	(73)	545	365		5, 840			680
	61	1, 210	359	(246)	361	393	(79)	538	427		6, 135			423
	62	1, 204	361	(248)	7	1	(87)	492	503		6, 292			357
	63	1, 234	383	(261)	353	386	(90)	478	680		6, 543			057
平成		1, 275	392	(262)	24	3	(91)	474	451		6, 786			954
1 ///	2	1, 275	415	(261)	346	406	(91)	453	476		6, 904			275
	3	1, 261	443	(270)	341	410	(91)	448	574		6, 952			855
	4	1, 288	483	(287)	338	403	(97)	442	509		7, 736			199
	5	1, 302	503	(291)	328	355	(94)	427	515		8, 280			195
	6	1,318	529	(296)	326	331	(95)	402	533		8, 235			674
	7	1,340	571	(301)	323	354	(106)	395	552		8, 558		11,	541
	8	1, 367	587	(298)	314	304	(91)	346	548		8,653		12,	119
	9	1, 379	599	(300)	313	300	(98)	334	643		8, 751			676
	10	1, 427	601	(291)	314	291	(97)	303	755		8,874			565
	11	1, 433	594	(285)	294	269	(98)	276	855		8, 906			772
	12	1, 475	570	(283)	308	270	(89)	258	724		8, 996			601
	13	1, 503	576	(293)	301	263	(89)	251	594		9, 156			050
	14	1, 537	548	(291)	291	256	(88)	243	628		9, 129			632
	15	1, 551	548	(287)	283	247	(92)	238	621		9, 017			884
	16 17	1, 569 1, 585	558 544	(297) (293)	270 267	257 214	(94) (74)	219 218	645 660	1, 217	10, 628 11, 138			146 183
	18	1, 579	540	(293) (286)	252	213	(74)	205	782	1, 329	11, 136			140
	19	1, 579	531	(286)	248	213	(74) (73)	191	585		11, 240		10,	363
	20	1, 621	522	(284)	241	207	(70)	184	636	1, 464	12, 128			003
	21	1,609	479	303	18	216	(71)	162	535	1, 442	11, 861			625
	22	1,606	451	328	25	207	(62)	123	567	1, 416	11, 150			873
	23	1,608	504	378	17	187	(57)	76	481	1, 523	11, 537			311
	24	1, 617	510	408	12	175	(56)	30	484	1, 444	11, 438			118
	25	1, 626	523	401	8	166	(50)	30	442	1, 467	11, 570			233
	26	1,626	531	396	7	155	(49)	29	451	1,537	11, 407	6		145
	27	1,622	540	394	6	140	(44)	28	359	1, 561	11, 501	10		161
	28	1,618	555	397	5	139	(44)	27	327	1,611	11, 513	17	16,	209
	29	1,613	560	393	5	119	(44)	25	305	1,645	11, 372	20		057
	30	1,615	558	397	5	116	(43)	25	332	1,681	11, 734	20		151
	31	1, 599	560	384	4	116	(42)	24	295	1,676	10, 828	20		506
令和		1, 599	556	365	3	110	(41)	22	291	1,714	10, 859	20		539
(注1)	3	1, 591	570	357	2	107 日法律第69号	(43)	16	265	1,783 る改正前の	10, 952	25	15,	668

) 平成20年度までは,第32次改正(平成18年6月14日法律第69号) (以下改正法という。) による改正前の薬事法 (昭和35年法律第145号) (以下旧法という。) の一般販売業の数である。 平成21年度以降は,改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により,引き続き一般販売業の許可に 係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により,従前の例により引続き薬種商 販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

⁽注2) 平成20年度までの()内の数は、旧法による卸売一般販売業で、一般販売業の再掲である。

⁽注3) 平成21年度以降は、附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

⁽注4) () 内の数は県内業者数で、再掲である。

⁽注5) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

⁽注6) 医療機器貸与業については、平成26年11月24日以前の旧賃貸業を含む。

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

(令和4年3月31日現在)

保	健所(支所	薬種	薬	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬 種 商	特例販売業	医療販売業工	機器 又貸与業 管 理	販 売 業	#H
卫	9	部	77	27	6	5	5	0	0	58	271	0	449
	広	島	89	38	10	7	7	0	2	92	496	0	741
	<u>'</u>	具	11	6	0	0	0	0	6	8	72	3	106
卫	哲 部	東	113	43	21	6	6	0	0	121	866	2	1, 178
月	Ę	部	162	55	30	4	4	0	0	148	660	4	1,067
	福	山	30	10	1	1	1	0	1	28	281	5	358
#	Ł	部	52	23	10	2	2	0	6	58	226	2	381
享	善 務	課										9	9
1,	ls .	計	534	202	78	25	25	0	15	513	2,872	25	4, 289
Д	島 島	市	671	217	195	39	39	1	1	851	5, 179		7, 193
À	1	市	142	50	22	7	7	1	0	120	664		1,013
袺	重 山	市	244	101	62	7	7	0	0	299	2, 210		2,930
É	j	計	1, 591	570	357	78	78	2	16	1, 783	10, 925	25	15, 425

(3) 二次医療圏及び市町別認定薬局数

(令和4年3月31日現在)

二次医療圏域	地域連携	専門医療 機関連携	市町名	地域連携	専門医療 機関連携
			広島市	38	1
			安芸高田市	1	0
			府中町	1	0
広島	40	1	海田町	0	0
 	40	1	熊野町	0	0
			坂町	0	0
			安芸太田町	0	0
			北広島町	0	0
広島西	0	0	大竹市	0	0
四面四	U	U	廿日市市	0	0
呉	5	0	呉市	4	0
六	J	U	江田島市	1	0
			竹原市	0	0
広島中央	2	0	東広島市	2	0
			大崎上島町	0	0
			三原市	3	0
尾三	4	0	尾道市	1	0
			世羅町	0	0
			福山市	8	0
福山・府中	10	0	府中市	1	0
			神石高原町	1	0
備北	0	0	三次市	0	0
V用 1L	U	U	庄原市	0	0
合計	61	1	合計	61	1

(4) 保健所(支所)・市町別薬局・医薬品販売業者等数

保へ			業	薬	店	卸	製薬	薬	薬	特	例販売	業		器販売 賃貸業	品再 販生
支 健 所	`				舗販売	売販売	造販	局製	種		駅構	小	管高	管	販売 業等
所)	市	叮村	$\overline{}$	局	業	業	売局	造	商	般	内	計	理度	理	※製
-TI-	大	竹	市	22	6	1	1	1	0	0	0	0	17	67	0
西部	廿	日市	市	55	21	5	4	4	0	0	0	0	41	204	0
	小		計	77	27	6	5	5	0	0	0	0	58	271	0
	府	中	町	33	6	2	3	3	0	0	0	0	27	128	0
	海	田	町	17	6	1	0	0	0	0	0	0	17	108	0
西	熊	野	町	9	6	0	2	2	0	0	0	0	5	66	0
部	坂		町	3	5	1	0	0	0	0	0	0	6	43	0
広島	安芸	芸高田	市	15	7	5	1	1	0	0	0	0	17	90	0
1243	安芸	去太田	目町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	5	13	0
	北.	広 島	町	7	4	1	1	1	0	2	0	2	15	48	0
	小		計	89	38	10	7	7	0	2	0	2	92	496	0
西部	江	田島	市	11	6	0	0	0	0	6	0	6	8	72	0
呉	小		計	11	6	0	0	0	0	6	0	6	8	72	0
	竹	原	市	18	8	0	1	1	0	0	0	0	14	167	0
西部	東	広 島	市	92	34	21	5	5	0	0	0	0	106	659	2
東	大师	奇上島	計町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	40	0
	小		計	113	43	21	6	6	0	0	0	0	121	866	2
	Ξ	原	市	53	20	11	4	4	0	0	0	0	63	271	0
東	尾	道	市	103	30	18	0	0	0	0	0	0	80	336	4
部	世	羅	町	6	5	1	0	0	0	0	0	0	5	53	0
	小		計	162	55	30	4	4	0	0	0	0	148	660	4
東	府	中	市	28	10	1	1	1	0	0	0	0	27	249	0
部福	神石	5高原	訂町	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	32	0
Щ	小		計	30	10	1	1	1	0	1	0	1	28	281	0
	Ξ	次	市	31	15	9	1	1	0	2	0	2	44	142	2
北部	庄	原	市	21	8	1	1	1	0	4	0	4	14	84	0
	小		計	52	23	10	2	2	0	6	0	6	58	226	2
	計	+		534	202	78	25	25	0	15	0	15	513	2,872	8
保健	広	島	市	671	217	195	39	39	1	1	0	1	851	5, 179	9
健所	呉		市	142	50	22	7	7	1	0	0	0	120	664	3
設	福	Щ	市	244	101	62	7	7	0	0	0	0	299	2, 210	5
置市	小		計	1,057	368	279	53	53	2	1	0	1	1,270	8, 053	17
合			計	1, 591	570	357	78	78	2	16	0	16	1, 783	10, 925	25

※再生医療等製品販売業については、広島市の営業者は薬務課が、呉市の営業者は西部保健所呉支所が、福山市の営業者は東部保健所福山支所がそれぞれ所管する。

3 薬事監視

薬局、医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り、医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに、医薬品等の収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また、薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り、医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

- 医薬品等製造販売業・製造業については、自家試験等による品質管理、製造・管理記録及 び製品表示の適正化
- 薬局,店舗販売業,卸売販売業及び薬種商販売業については,薬剤師等による実地管理の 徹底
- 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底
- 薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師,登録販売者又は一般従事者であることが容易に 判別できるよう講ずべき措置(名札など)の徹底
- 適正な特定販売の徹底
- 不良・不正医薬品等の排除
- 医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除
- 無承認無許可医薬品(模造医薬品を含む。)の排除
- 医療機器販売業・貸与業については、管理者の設置、継続的研修の受講等の遵守事項の徹 底

(1) 薬事監視員会議

保健所·政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	33名	R3. 4. 22	県立総合技術研究所保健環境センター 2階研修室及びWeb 開催
			Z PENTISEX O WED 開催

(2) 薬事監視の年度別推移

区	分	_	年	度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2年度	3年度
対	象	施	設	数	18, 596	18, 838	18, 907	19, 550	19, 627	19, 592	19, 601	19, 661	19, 918	18, 370	18, 502	18, 695
立	入 検	查	実 施	数	5, 158	4, 935	4, 535	3, 966	3, 867	4, 921	4, 960	4, 570	3, 448	3, 111	2, 398	2, 528
違	反 発	見	施設	数	779	586	697	427	390	648	515	577	700	602	484	520
違	反 発		見 件	数	1, 252	1,028	1, 028	592	543	729	647	687	918	985	586	520
	無許可	j •	無届	業	6	9	3	12	3	3	4	3	8	4	2	3
	無言	F	可	品	7	5	2	1	4	0	2	0	0	0	1	0
	不	良		品	1	1	4				0	1	0	1	0	0
内	不 正	表	示	品	4	28	5	1	2	2	1	3	1	0	2	1
	誇 ナ	ζ.	広	告	66	76	63	38	28	31	10	16	24	19	9	1
	毒劇事	E O	譲渡	等	6	5	11	1	0	1	0	18	1	0	2	6
	毒劇薬	の貯	蔵陳列	河 等	75	110	156	93	37	124	64	102	93	65	43	52
容	処方箋图	ミ薬 .	品の譲	度等	6	5	4	2	1	5	0	2	2	4	0	3
	制限占	占目	の販	売	12	9	1	2	0	5	1	2	0	1	0	0
	構造部	设備	の不	備	169	123	131	26	35	67	63	59	52	80	38	45
	管理者 0) 管 :	理・その	の他	900	657	957	416	433	491	502	481	737	811	489	584
処	分		件	数	74	38	23	99	45	108	139	132	118	150	74	86
内	許可取	消・	業務保	亭 止	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構造設	備改	善命令	等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	検 査	命	令	等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訳	廃			棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
п/	そ (改善	計	画書等	他	73	32	22	99	45	108	138	132	118	150	74	86
告	発		件	数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⁽注) 対象施設は、医薬品医療機器法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(3)業態別立入検査状況

(3) 耒脇別立入恢宜认仇																								令和2	2年度分
○ 許 立	違 へ 特					違	反	発 見	件	数 (年度	(中))							処 分	件	数 (年 度		
年 可 へ入 ~	反 年販	無無 無	不	不 虚	毒	毒	譲処	制	構	販	特定販売に係	管医	の製	品	指	指	販指	指	そ	• 許	改	検	廃	そ	一件
度 登 年検 年査	発度売	許可		為 E	劇	劇	方 渡箋	限	造	販売体制等の	定	理薬	造販	質	定	定	売定	定		業取	善	査			年発
末 録 度施 度	見 末実	可承		245	薬			品	設	145 (kil	東京	者品 に販		管	薬	薬		薬		196					度
現	施 設 数 規 施 施 設 数	届無	良	表大	0)	日中	記医	目	備	等	反に	係売	不理 <mark>売</mark>	理	物	物	薬 授	物	の	務消.	命	命	棄	の	中件
現数届 中施 在 出 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	設在施	登認	7	示 広	譲	蔵	録 品	Ø	の	の	係	る業	安	の	Ø)	の +^	与物	の		停 登	令	令			
(土) 出 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	数数数	録 品	E .	告 等	渡等	陳列	等の	販	不備	不	る 違	違者	金 僧	不	製	輸		広告	file.	録 止 取	等	等	等	file	- 数
,ne 9,x	964	来• 血	iii iii	h 寺	等	911	寺の	売	1厢	備	基	反の	佣官	備	造	入	等の	古	他	IE AX	寺	寺	寺	他	1 1
(1) (2)	3) (4)	(5) (6)	(7) (8) (9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
	262 63		0	0 (6	49	3	0	35	63	0	14				/			229	0	0	0	0	51	0
製 専 大 臣 許 可 分 (02)	0	0	_		0	0			0								//		0		0	0	0	0	0
造業知事許可分(03) 27 17	4		0) 0	0			0										4	0	0	0	0	4	0
医業素 局(04) 79 27		,	1 .) 0	0			0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	/		0	0	0	0	0		
// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	-	0	7		0				- v		$\overline{}$	$^{\prime}$		_		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		
30 MX	0	0 (0	0 (0	0		0	0	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	0	0	0	0	0	0
売 第 2 種 (06) 9 3 mm	0	0 (0	0 (0	0		0	0	$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0	0	0	0
- 東 同 (07) 79 29	3	0 (0	0 (0	0	0	0						$\overline{}$		$\overline{}$			3	0		0	0	3	0
店舗販売業(08) 570 266	88 40	0 (0	1	0	0	0	0	7	42	0	3							66	0	0	0	0	7	0
卸 売 販 売 業 (09) 357 98	19		0	0 (0	1	0	0	0			2							16	0	0	0	0	2	0
薬 種 商 販 売 業 (10)	0 0) 0	0 () (0	0	0	0	0	0	0		$\overline{}$		$\overline{}$	\setminus		0	0	0	0	0		
時 例 販 売 業 (11) 16 5	0 0		, 0	- (_		0			_	_		$\overline{}$										U	0
10 3			0	0 (0	0		0			$\overline{}$	_		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0	0	0	0
配 販 売 業 (12) 110 0	0		0	0 (0	\rightarrow	0	\rightarrow	0		\rightarrow		\rightarrow	$\overline{}$		0	0	0	0	0	0	0
置 従 事 者 (13) 265 0	0	0 (0	0 (0			$\overline{}$			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	/		0	0		0	0	0	0
業務上取り扱う施設(14) 31	3		0	0 (2						0							1			0	0	0	0
医製造業(15) 17 1	0		0						0			/		/		/	/		0	0	0	0	0	0	0
薬 制 法 15 声 業 (16)	0	0 (, ,				$\overline{}$		<u> </u>		$\overline{}$	$\overline{}$				$\overline{}$	/				0	0	0	0	
那 11 1			0	0 ($\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	\ °	_	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	0	_	_	0	0	0	- 0
110	0		0	0 ($\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	0	$\overline{}$		0	0	0	0
来 伤 工 联 7 版 7 旭 取 (16)	0		0	0 (\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow					$\overline{}$			$\overline{}$	0			0	0	0	0
化 製 造 業(19) 35 4	0	0	0	_					0					/		/			0	0	0	0	0	0	0
批 製 造 販 売 業 (20) 35 6	0	0 (0	0 (/	0	0					0	0	0	0	0	0	0
販 売 業 (21)	0		0	0 (/	/	/	/		/	/		0	/	/	0	0	0	0
品 業務上取り扱う施設(22) 26	$\tilde{0}$) 0	0 ($\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	/	\setminus	0	$\overline{}$	/	0	0	0							
20							$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	U		_	0	0								
修	0	0	0				\rightarrow	$\overline{}$	\rightarrow	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	0	0	0	0	0	0	0
作	0	0	0				\rightarrow	$\overline{}$	0	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$			0		0	0	0	0	0
業 知 事 許 可 分 (25) ₂₀₉ ₃₃	7	0	0	\					0		/	\setminus			$\overline{}$	$\overline{}$	/	/	7	0	0	0	0	0	0
製版 第 1 種 (26) 4 0	0	0 (0	0 (0				0	0					0	0	0	0	0	0	0
医	0	0 (0	0 (/				0	/	/	/	0	0		/	/	/	0	0	0	0	0	0	0
造業 (co)		0 (0	0 (0		$\overline{}$	\setminus	1	1			$\overline{}$		0	0	0	0	0	0	0
高度管理医療機器 (00)	71	, .	, ,	0 .		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	0		$\overline{}$	$\overline{}$	\	\		$\overline{}$	$\overline{}$		70	-	0	0	0		-
機	71	1 (0	0 ($\overline{}$		2			$\overline{}$							70	0	0	0	0	10	0
業 業	3	2 (0	0 (\rightarrow	$\overline{}$	0	$\overline{}$	\rightarrow	$\overline{}$		\rightarrow	$\overline{}$	\rightarrow	$\overline{}$		1	0	0	0	0	4	0
一般医療機器(31) 0	0		0	0 (\searrow				\sim	\sim		\sim		\sim			0			0	0	0	0
高度管理医療機器 (32) 953 205	57	0 (0	0 (1										57	0	0	0	0	3	0
与 管理医療機器(33) 1 533 92	0	0 (0	0 (0										0	0	0	0	0	0	0
* 一般医療機器(34)) 0	0 ($\overline{}$						\	0			0	0	0	
業務上取り扱う施設(35) 28	0) 0	0 ($\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		0		$\overline{}$	0	0	0	
作医 製 造 業 (36) 1 1 1			0	0 ($\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		- 0			0	0	0	0							
外 2 年 (30) 1 1	0	0	0				\rightarrow		\rightarrow	\rightarrow	$\overline{}$	\rightarrow		_	$\overline{}$	\rightarrow	$\overline{}$		0	0	0	0	0	0	0
診薬 製 造 販 売 業 (37) ₁ 0	0	0 (0	0 (\searrow		0	\sim		$\overline{}$	0	0		\sim			0	0	0	0	0	0	0
用品 業務上取り扱う施設(38) 2	0		0	0 (0			0	0	0	0
再製 製 造 業 (39) 0	0	0	0						0	/									0		0	0	0	0	0
生 製 造 販 売 業 (40) 0 0	0	0 (0	0 (0				0	0					0	0	0	0	0	0	0
版 売 業 (41) 25 12	0	0 (0	0 (0		$\overline{}$	$\overline{}$							0	0	0	0	0	0	0
等品 業務上取り扱う施設(42) 2	0		0	0 ($\overline{}$							0			0	0	0	0
	520 103	3 (0	1 1	6	52	2	0	45	105	0	19	1	1	0	0	0	0	456	0	0	0	0	86	0
指定薬物等を取り扱う施設 (44)	0				<u> </u>	- Ju			40	100		13		_	0	0	0			_	$\vec{}$	0	0	00	- 0
		\rightarrow					\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	_		\rightarrow	0	0	0	0	0			0	0	0	0
総計(45)###### 2,528	520 103	3 (0	1 1	6	52	3	0	45	105	0	19	1	1	0	0	0	0	456	0	0	0	0	86	0

(4)保健所別立入検査状況

																													令和:	2年度分
	一 許	立立	。違	違 反 発 見 件 数 (年 度 中)															処 分	件	数 (年 度	中)							
	年可	入左検	反	年定	無	無	不	不	虚	毒	毒	譲処	制	構	販	特	理医	の製	品	指	指	販指	指	そ	許一	改	検	廃	そ	~告
	度 _	年性	年発	度売	許			正	偽	劇	劇	方 渡 _せ	限	造	売	定販	者薬品	造販	質	定	定	売定	定		可 取	善	査			年発
	末出	度施	度見	末実	可	承			· 誇	薬	薬の		品	設	体制	売	に販	売	管	薬	薬		薬		消		н.			度
	現施	行	中施	現施	===		良	表	大	の	貯	記医	目	備	等	に	係売	不後	理	物	物	薬 授	物	の	•	命	命	棄	の	件
	在設	刀巴	設	. 施	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	認		示	広	譲	蔵	録薬	の	の	の	係る	る業者	安全	の	の	の	上 与 物	の		業務	令	令			中
) 数	ッ設 数	数数	在設	届				告	渡	陳	品	販	不	不	違	違の	管	不	製	輸	•	広		停					- 数
	奴	毅		数	業	品	品	品	等	等	列	等の	売	備	備	反	反管	備理	備	造	入	等の	告	他	止	等	等	等	他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
西部	491	167	60	4	0	0	0	0	0	0	12	0	0	4	25	0	15	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0
広島支所	789	152	47	0	0	0	0	0	0	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0
呉支所									V		Ü	2		Ů		V		V				Ů		00	Ŭ		V	Ü		Ŭ
	114	73	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
西部東	1, 248	228	19	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	24	0
東部	1, 216	607	47	0	2	0	0	1	1	3	9	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	2	0
福山支所	000		_	_																									,	
U +n	382	51	7	5	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
北部	495	178	48	13	0	0	0	0	0	0	14	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	53	0
薬務課	823	84	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	11	0	0	0	0	4	0
小計	5, 558	1,540	248	22	3	0	0	1	1	6	45	2	0	18	40	0	15	1	1	0	0	0	0	192	0	0	0	0	84	0
広島市	8, 778	587	247	81	0	0	0	0	0	0	7	1	0	18	24	0	4	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	0	2	0
呉市	1, 096	99	0	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	0
福山市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	- 0	0	0	0	0	0	0	0	
	3, 263	302	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0
小 計	13, 137	988	272	81	0	0	0	0	0	0	7	1	0	26	30	0	4	0	0	0	0	0	0	264	0	0	0	0	2	0
総計	18, 695	2, 528	520	103	3	0	0	1	1	6	52	3	0	44	70	0	19	1	1	0	0	0	0	456	0	0	0	0	86	0